

報 酬 規 程

弁 護 士 法 人 宮 崎 綜 合 法 律 事 務 所

報酬規程

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、弁護士法人宮崎綜合法律事務所（以下、「当事務所」という。）がその職務に関して受ける弁護士の報酬等に関する標準を示すことを目的とする。

(弁護士報酬の種類)

第二条 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とする。

2 前項の用語の意義は、次表のとおりとする。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
手数料	原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
日当	当事務所の所属員が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。

(弁護士報酬の支払時期)

第三条 着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この規程に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

(事件等の個数等)

第四条 弁護士報酬は、一件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、一件とする。ただし、第三章第一節において、同一の弁護士（又は弁護士法人）が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

(弁護士の報酬請求権)

第五条 当事務所は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。

2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、当事務所は、第二章ないし第五章及び第七章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することができる。

- 一 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。
- 二 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。
- 3 一件の事件等を複数の弁護士（又は弁護士法人）が受任したときは、次の各号の一に該当するとき
に限り、各弁護士（又は各弁護士法人）は、依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができる。
 - 一 各弁護士（又は各弁護士法人）による受任が依頼者の意思に基づくとき。
 - 二 複数の弁護士（又は弁護士法人）によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

（当事務所の説明義務等）

- 第六条 当事務所は依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明しなければならない。
- 2 当事務所は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成するよう努めなければならない。
 - 3 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項を記載する。
 - 4 当事務所は、依頼者から申出のあるときは、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付しなければならない。ただし、前2項に定める委任契約書を作成した場合は、この限りでない。

（弁護士報酬の減免等）

- 第七条 依頼者が経済的資力に乏しいとき、大阪弁護士会総合法律相談センター規程（会規第十三号）に定めがあるときその他特別の事情があるときは、当事務所は、第三条及び第二章ないし第七章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額若しくは免除することができる。
- 2 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、当事務所は、第三章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。ただし、着手金及び報酬金の合計額は、第十六条の規定により許容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。

（弁護士報酬の特則による増額）

- 第八条 依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、前条第2項又は第二章ないし第四章の規定によつては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、当事務所は、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

（消費税に相当する額）

- 第九条 この規程に定める額は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）に基づき、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含まない。

第二章 法律相談料等

（法律相談料）

- 第十条 法律相談料は、次表のとおりとする。

初回市民法律相談料	30分ごとに5千円以上1万円以下
一般法律相談料	30分ごとに1万円以上2万5千円以下

- 2 前項の初回市民法律相談とは、事件単位で個人から受ける初めての法律相談であって、事業に関する相談を除くものをいい、一般法律相談とは、初回市民法律相談以外の法律相談をいう。

(書面による鑑定料)

第十一条 書面による鑑定料は、次表のとおりとする。

書面による鑑定料	一鑑定事項につき10万円以上30万円以下
----------	----------------------

- 2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、当事務所は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができる。

第三章 着手金及び報酬金

第一節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第十二条 本節の着手金及び報酬金については、この規程に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益の算定可能な場合)

第十三条 前条の経済的利益の額は、この規程に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- 一 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）
- 二 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- 三 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- 四 賃料増減請求事件は、増減額分の7年分の額
- 五 所有権は、対象たる物の時価相当額
- 六 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- 七 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- 八 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- 九 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- 十 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第五号、第六号、第八号及び前号に準じた額
- 十一 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- 十二 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
- 十三 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲

及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額

十四 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額

十五 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第一号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

十六 賃金債権については、1号及び2号に関わらず、受任時までの既発生額に将来の12ヶ月分の賃金額を加算した額。ただし、有期労働契約の終期が12ヶ月以内に到来するときは終期までの額。

十七 雇用契約上の地位確認については、第15条の例による。ただし、前号の請求と併合される場合は、いずれか多い方の額による。

（経済的利益算定の特則）

第十四条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、当事務所は、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額しなければならない。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、当事務所は、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。

一 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。

二 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

（経済的利益の算定不能の場合）

第十五条 第十三条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とする。

2 当事務所は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

（民事事件の着手金及び報酬金）

第十六条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3千万円以下の部分	5%	10%
3千万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

3 民事事件につき同一の弁護士（又は弁護士法人）が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項の規定にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、着手金は、30万円を限度に増額することができる。

（調停事件及び示談交渉事件）

第十七条 調停事件及び示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項及び第2項又は第二十条第1項及び第2項の各規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができる。

2 示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、この規程に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第二十条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。

- 3 示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この規程に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第二十条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、着手金は、30万円を限度に増額することができる。

(契約締結交渉)

第十八条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	2%	4%
300万円を超え3千万円以下の部分	1%	2%
3千万円を超え3億円以下の部分	0.5%	1%
3億円を超える部分	0.3%	0.6%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前2項の着手金は、10万円を最低額とする。
- 4 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができない。

(督促手続事件)

第十九条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の部分	2%
300万円を超え3千万円以下の部分	1%
3千万円を超え3億円以下の部分	0.5%
3億円を超える部分	0.3%

- 2 前項の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前2項の着手金は、5万円を最低額とする。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第十六条又は第二十条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とする。
- 5 督促手続事件の報酬金は、第十六条又は第二十条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。
- 6 前項ただし書の目的を達するため、民事執行事件を受任するときは、当事務所は、第1項ないし前項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第十六条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることができる。

(手形、小切手訴訟事件)

第二十条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経 済 的 利 益 の 額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	4%	8%
300万円を超え3000万円以下の部分	2.5%	5%
3000万円を超え3億円以下の部分	1.5%	3%
3億円を超える部分	1%	2%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前2項の着手金は、5万円を最低額とする。
- 4 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第十六条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は、第十六条の規定を準用する。

(離婚事件等)

第二十一条 離婚事件等（財産分与、慰謝料、養育費・婚姻費用、面会交流その他離婚に伴う請求を含む。以下同じ。）の着手金は、次表のとおりとする。ただし、同一の弁護士（又は弁護士法人）が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

離婚事件等の内容	着手金
調停・審判 又は 交渉	基本着手金 30 万円～50 万円（相手方からの請求に対応する場合も同じ）。 離婚それ自体以外の争点（財産分与、子の引渡し・監護者指定・親権、養育費、婚姻費用、面会交流等）がある場合、争点 1 個につき 5 万円を加算することができる。 但し、調停・審判の場合は、上記金額に 3 期日までの期日日当を含み、3 期日を超えた場合は 1 期日毎に 2 万円の期日日当を加算することができる。
訴訟	基本着手金 40 万円～60 万円（被告として応訴する場合も同じ）。 離婚それ自体以外の争点（財産分与、子の引渡し・監護者指定・親権、養育費、面会交流等）がある場合、争点 1 個につき 5 万円を加算することができる。 但し、上記金額に 8 期日までの期日日当を含み、8 期日を超えた場合は 1 期日毎に 2 万円の期日日当を加算することができる。

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の 2 分の 1 とする。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第 1 項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の 2 分の 1 とする。
- 4 第 1 項において、財産分与、慰謝料、養育費・婚姻費用など財産給付を伴うときは、当事務所は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第十六条又は第十七条の規定により算定された着手金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。
- 5 離婚事件等（財産分与、慰謝料、養育費・婚姻費用、面会交流その他離婚に伴う請求を含む。以下同じ。）の報酬金は、次表のとおりとする。

離婚事件等の内容	報酬金
離婚（離婚成立／阻止）	調停・交渉の場合；30万円～50万円 訴訟の場合；40万円～60万円
財産分与（取得分／減額分）	300万円未満の場合；16% 300万円～3000万円の場合；10% 3000万円超の場合；6%
慰謝料・解決金等（取得分／減額分）	300万円未満の場合；16% 300万円～3000万円の場合；10% 3000万円超の場合；6%
子の引渡し・監護者指定・親権（取得／阻止）	30万円
養育費・婚姻費用（取得分／減額分）	2年分及び未払分の合計額に20%を乗じた額
面会交流（調整を実施）	30万円

- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、当事務所は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

（境界に関する事件）

第二十二条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一の弁護士（又は弁護士法人）が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

着手金及び報酬金	それぞれ30万円以上60万円以下
----------	------------------

- 前項の着手金及び報酬金は、第十六条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。
- 境界に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とする。
- 境界に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とする。
- 前5項の規定にかかわらず、当事務所は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

（借地非訟事件）

第二十三条 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとする。ただし、同一の弁護士（又は弁護士法人）が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

借 地 権 の 額	着 手 金
5千万円以下の場合	20万円以上50万円以下
5千万円を超える場合	前段の額に5千万円を超える部分の0.5%を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、当事務所は、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
 - 一 申立人については、申立が認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第十六条の規定により算定された額
 - 二 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第十六条の規定により算定された額
- 3 借地非訟に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
- 5 借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

(保全命令申立事件等)

- 第二十四条 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第十六条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。
- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第十六条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。
 - 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第十六条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
 - 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。
 - 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。
 - 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とする。

(民事執行事件等)

- 第二十五条 民事執行事件の着手金は、第十六条の規定により算定された額の2分の1とする。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第十六条の規定により算定された額の4分の1とする。
 - 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第十六条の規定により算定された額の3分の1とする。
 - 4 執行停止事件の着手金は、第十六条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。
 - 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第十六条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。
 - 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万円を最低額とする。

(倒産整理事件)

第二十六条 破産、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額とする。ただし、これらの事件に関する保全事件の弁護士報酬は、着手金に含まれる。

- | | |
|---------------|---------|
| 一 事業者の自己破産事件 | 50万円以上 |
| 二 非事業者の自己破産事件 | 20万円以上 |
| 三 自己破産以外の破産事件 | 50万円以上 |
| 四 特別清算事件 | 100万円以上 |
| 五 会社更生事件 | 200万円以上 |

2 前項第一号及び第二号の事件は、依頼者の免責が確定したときに限り、受領した着手金の額を限度として、報酬金を受けることができる。

3 第1項第三号ないし第五号の各事件の報酬金は、第十六条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。

4 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）のみを受任した場合の着手金については、第1項第二号の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金については前項の規定を準用する。

(民事再生事件)

第二十七条 民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の各号に掲げる額とする。ただし、民事再生事件に関する保全の弁護士報酬は、着手金に含まれる。

- | | |
|-----------------------|---------|
| 一 事業者の民事再生事件 | 100万円以上 |
| 二 非事業者の民事再生事件 | 30万円以上 |
| 三 小規模個人再生及び給与所得者等再生事件 | 20万円以上 |

2 民事再生事件の報酬金は、依頼者が民事再生計画認可決定を受けたときに限り、受けることができる。

3 第十六条の規定は、前項の報酬金の決定について準用する。

4 第2項の報酬金の決定に際し基準となる経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし、次項の弁護士報酬を既に受領しているときは、これを考慮する。

5 当事務所は、依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、毎月相当額の弁護士報酬を受けることができる。

6 前項の弁護士報酬の算定にあたっては、執務量、着手金及び既に第2項の報酬金を受領している場合には当該報酬金の額を考慮する。

7 民事再生法第二百三十五条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）の着手金は、第1項第三号の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金は、前項の規定を準用する。

(任意整理事件)

第二十八条 任意整理事件（第二十六条第1項又は前条第1項に該当しない債務整理事件をいう。）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。

- | | |
|---------------|--------|
| 一 事業者の任意整理事件 | 50万円以上 |
| 二 非事業者の任意整理事件 | 20万円以上 |

2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当源資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定する。

- | |
|---------------------------------|
| 一 当事務所が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき |
|---------------------------------|

500万円以下の部分	15%
500万円を超え1千万円以下の部分	10%
1千万円を超え5千万円以下の部分	8%
5千万円を超え1億円以下の部分	6%
1億円を超える部分	5%

二 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

5千万円以下の部分	3%
5千万円を超え1億円以下の部分	2%
1億円を超える部分	1%

- 3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、第二十六条第3項の規定を準用する。
- 4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができる。

(行政上の不服申立事件)

- 第二十九条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第十六条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。
- 2 前項の着手金は、5万円を最低額とする。

第二節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第三十条 刑事事件の着手金は、次表のとおりとする。

刑 事 事 件 の 内 容	着 手 金
起訴前及び起訴後(第一審及び上訴審をいう。以下同じ。)の事案簡明な事件	30万円以上50万円以下
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	30万円以上
再審請求事件	30万円以上

- 2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が二ないし三開廷程度と見込まれる情状事件(上告事件を除く。)、上告審は事実関係に争いが無い情状事件をいう。

(刑事事件の報酬金)

第三十一条 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとする。

刑 事 事 件 の 内 容		結 果	報 酬 金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	30万円以上50万円以下
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	30万円以上50万円以下
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
前段以外の刑事事件	起訴前	不起訴	30万円以上
		求略式命令	30万円以上
	起訴後	無罪	50万円以上
		刑の執行猶予	30万円以上
	(再審事件を含む)	求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
		検察官上訴が棄却された場合	30万円以上
再審請求事件			30万円以上

- 2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

(刑事事件につき同一の弁護士(又は弁護士法人)が引き続き受任した場合等)

第三十二条 起訴前に受任した事件が起訴(求略式命令を除く。)され、引き続いて同一の弁護士(又は弁護士法人)が起訴後の事件を受任するときは、第三十条に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。

- 2 刑事事件につき同一の弁護士(又は弁護士法人)が引き続き上訴事件を受任するときは、前二条の規定にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 当事務所は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

(検察官の上訴取下げ等)

第三十三条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第三十一条の規定を準用する。

(保釈等)

第三十四条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。

(告訴、告発等)

第三十五条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、一件につき、10万円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができる。

第三節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

第三十六条 少年事件（家庭裁判所送致前の少年の被疑事件を含む。以下同じ。）の着手金は、次表のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
身柄が拘束されている事件	30万円
身柄が拘束されていない事件	20万円
抗告、再抗告及び保護処分取消事件	20万円

2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	40万円以上
身柄事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	30万円
在宅事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	20万円

- 3 当事務所は、着手金及び報酬金の算定につき、非行事実に争いがあったり、少年の環境調整に著しく手数を要したり、家裁送致以前の手続に特段の手数を要したり、試験観察に付されたなどの事情を考慮し、依頼者との協議により、前2項の着手金及び報酬金を適正妥当な範囲で増額することができるものとし、少年の環境調整に格段の手数を要しないなど、着手金及び報酬金を減額することが相当な事情があるときは、依頼者との協議により、前2項の着手金及び報酬金を適正妥当な範囲で減額することができる。
- 4 第2項に定める場合以外においても、報酬金を受領することが相当とする結果が得られたときは、依頼者との協議により、第2項及び前項前段に準じた報酬額を受領することができる。

(少年事件につき同一の弁護士（又は弁護士法人）が引き続き受任した場合)

第三十七条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第四条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても一件の事件とみなす。

- 2 少年事件につき、同一の弁護士（又は弁護士法人）が引き続き抗告審等を受任するときは、前条にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 当事務所は、送致された事件が複数である場合及び事件が追加して送致され併合された場合の着手金及び報酬金の算定については、一件の少年事件として扱うものとする。ただし、追加送致された事件により、少年の環境調整などのために著しく執務量を増加させるときには、追加受任する事件につき、依頼者との協議により適正妥当な着手金を受領することができる。
- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の着手金及び報酬金は、本章第二節の規定による。ただし、同一の弁護士（又は弁護士法人）が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第四章 手数料

(手数料)

第三十八条 手数料は、この規程に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおりとする。なお、経済的利益の額の算定については、第十三条ないし第十五条の規定を準用する。

一 裁判上の手数料

項 目	分 類	手 数 料
証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。)	基 本	20万円に第十六条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	当事務所と依頼者との協議により定める額
即決和解 (本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することとはできない。)	示談交渉を要しない場合	300万円以下の部分 10万円 300万円を超え3千万円以下の部分 1% 3千万円を超え3億円以下の部分 0.5% 3億円を超える部分 0.3%
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第十七条又は第二十一条ないし第二十三条の各規定により算定された額
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の債権届出	基 本	5万円以上10万円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	当事務所と依頼者との協議により定める額
簡易な家事審判(家事審判法第九条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。)		10万円以上20万円以下
財産開示手続		10万円以上20万円以下
第三者からの情報取得手続		5万円以上10万円以下

二 裁判外の手数料

項 目	分 類		手 数 料
法律関係調査 (事実関係調査を含む。)	基 本		5万円以上20万円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		当事務所と依頼者との協議により定める額
弁護士法 23 条の 2 に基づく照会	基本		2万円以上5万円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		当事務所と依頼者との協議により定める額
契約書類及びこれに 準ずる書類の作成	定 型	経済的利益の額が 1千万円未満のもの	5万円以上10万円以下
		経済的利益の額が 1千万円以上1億円未 満のもの	10万円以上30万円以下
		経済的利益の額が 1億円以上のもの	30万円以上
	非定型	基 本	300万円以下の部分 10万円 300万円を超え、3、000万円以下の部分 1% 3、000万円を超え3億円以下の部分 0.3% 3億円を超える部分 0.1%
		特に複雑又は特殊な 事情がある場合	当事務所と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する。
内容証明郵便 作成	弁護士名の表示 なし	基 本	3万円
		特に複雑又は特殊な 事情がある場合	当事務所と依頼者との協議により定める額
	弁護士名の表示 あり	基 本	5万円
		特に複雑又は特殊な 事情がある場合	当事務所と依頼者との協議により定める額
任意後見契約 又は任意代理 契約	任意後見契約又は 任意代理契約締結に先立って行 う依頼者の事理弁 識能力の有無及 び程度、財産状況 その他依頼者の 財産管理又は身 上監護に当たって 把握すべき事情 等の調査	基 本	5万円以上20万円以下
		特に複雑又は特殊な 事情がある場合	当事務所と依頼者との協議により定める額

	任意後見契約締結後から当該契約が効力を生ずるまで、又は任意代理契約締結後から当該契約に基づく財産管理が開始されるまでの間になされる訪問による面談		一訪問につき5千円以上3万円以下	
	委任事務の処理	任意後見契約又は任意代理契約に基づく基本委任事務(依頼者の日常生活を営むために必要な基本的な事務をいう。以下同じ。)の処理	月額5千円以上5万円以下	
		基本委任事務の範囲外の事務処理	基本委任事務に加えて収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	月額3万円以上10万円以下
			裁判手続等を要する場合	本規程の他の条項に基づき算定された手数料、着手金又は報酬金の額
相続人調査	受任事件の処理に必要な範囲で行うもの(相続人調査のみを受任することは出来ません)		被相続人1人につき5万円。 但し、相続人が兄弟姉妹、その代襲者の場合は、1件につき3万3千円を加算。 また、戸籍謄本の通数が18通を超えた場合は、1通につき5500円を加算。	
遺言書作成	定 型		10万円以上20万円以下	
	非定型	基 本	300万円以下の部分	20万円
			300万円を超え3,000万円以下の部分	1.0%
			3,000万円を超え3億円以下の部分	0.3%
			3億円を超える部分	0.1%
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	当事務所と依頼者との協議により定める額	
	公正証書にする場合		右の手数料に3万円を加算する。	
遺言執行	基 本		300万円以下の部分	30万円
			300万円を超え3,000万円以下の部分	2.0%
			3,000万円を超え3億円以下の部分	1.0%
			3億円を超える部分	0.5%
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		当事務所と受遺者との協議により定める額	

	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。
会社設立等	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算	資本金額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額 1千万円以下の部分 4% 1千万円を超え2千万円以下の部分 3% 2千万円を超え1億円以下の部分 2% 1億円を超え2億円以下の部分 1% 2億円を超え20億円以下の部分 0.5% 20億円を超える部分 0.3%
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	当事務所と依頼者との協議により定める額
会社設立等以外の登記等	申請手続	一件5万円。ただし、事案によっては、当事務所と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、一通につき1千円とする。
株主総会等指導	基本	30万円以上
	総会等準備も指導する場合	50万円以上
現物出資等証明(会社法第三十三条第10項3号等に基づく証明)		一件30万円。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮し、当事務所と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
簡易な自賠償請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)		次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、当事務所は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。 給付金額が150万円以下の場合 3万円 給付金額が150万円を超える場合 給付金額の2%

第五章 時間制

(時間制)

第三十九条 当事務所は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第二章ないし第四章及び第七章の規定にかかわらず、1時間当たりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。

2 前項の単価は、1人につき1時間当たり3万円以上とする。

3 当事務所は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び担当弁護士の熟練度等を考慮する。

4 当事務所は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

第六章 顧問料

(顧問料)

第四十条 顧問料は、次表のとおりとする。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することができる。

事業者	月額5万円以上
非事業者	年額6万円(月額5千円)以上

- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、当事務所は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定する。

第七章 日当及び講演料

(日当)

第四十一条 日当は、次表のとおりとする。

半日(往復2時間を超え4時間まで)	3万円以上5万円以下
1日(往復4時間を超える場合)	5万円以上10万円以下

- 2 前項にかかわらず、当事務所は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 3 当事務所は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

(講演料)

- 第四十一条の二 当弁護士法人は、依頼者との協議により適正妥当な講演料を受け取ることができる。ただし、1回当たり10万円以上とする。
- 2 当事務所は、講演に伴う交通費等実費を、次章の規定に基づき請求することができる。

第八章 実費等

(実費等の負担)

- 第四十二条 当事務所は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。
- 2 当事務所は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

(交通機関の利用)

第四十三条 当事務所所属の弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

第九章 委任契約の清算

(委任契約の中途終了)

第四十四条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、当事務所は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。

2 前項において、委任契約の終了につき、当事務所のみに重大な責任があるときは、当事務所は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、当事務所が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、当事務所は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができる。

3 第1項において、委任契約の終了につき、当事務所に責任がないにもかかわらず、依頼者が当事務所の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、当事務所は、その委任事務が成功したものとみなして弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、当事務所が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

(事件等処理の中止等)

第四十五条 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、当事務所は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

2 前項の場合には、当事務所は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

(弁護士報酬の相殺等)

第四十六条 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、当事務所は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

2 前項の場合には、当事務所は、すみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

主な事件等についての弁護士報酬速算表

1 法律相談料（第十条）

市民法律相談 30分毎に5千円（定額）以上1万円以内
 一般法律相談 30分毎に1万円以上2万5千円以内

2 民事訴訟事件着手金・報酬金（第十六条）

経済的利益	標準着手金	標準報酬金
300万円以下	8%	16%
300万円超3,000万円以下	5%+ 9万円	10%+ 18万円
3,000万円超3億円以下	3%+ 69万円	6%+ 138万円
3億円超	2%+ 369万円	4%+ 738万円

※標準額を基準にして30%の範囲内で増減できる。
 着手金については、30万円まで増額できる。

3 手形・小切手訴訟事件（第二十条）

前記2の民事訴訟事件の着手金・報酬金の各半額

4 調停・示談交渉事件（第十七条）

前記2、3を準用するが、各2/3に減額することができる。

5 離婚事件等（第二十一条）

離婚事件等の内容	着手金
調停・審判 又は 交渉	基本着手金 30万円～50万円（相手方からの請求に対応する場合も同じ）。 離婚それ自体以外の争点（財産分与、子の引渡し・監護者指定・親権、養育費、婚姻費用、面会交流等）がある場合、争点1個につき5万円を加算することができる。 但し、調停・審判の場合は、上記金額に3期日までの期日日当を含み、3期日を超えた場合は1期日毎に2万円の期日日当を加算することができる。
訴訟	基本着手金 40万円～60万円（被告として応訴する場合も同じ）。 離婚それ自体以外の争点（財産分与、子の引渡し・監護者指定・親権、養育費、面会交流等）がある場合、争点1個につき5万円を加算することができる。 但し、上記金額に8期日までの期日日当を含み、8期日を超えた場合は1期日毎に2万円の期日日当を加算することができる。

離婚事件等の内容	報酬金
離婚（離婚成立／阻止）	調停・交渉の場合；30万円～50万円 訴訟の場合；40万円～60万円
財産分与（取得分／減額分）	300万円未満の場合；16% 300万円～3000万円の場合；10% 3000万円超の場合；6%
慰謝料・解決金等（取得分／減額分）	300万円未満の場合；16% 300万円～3000万円の場合；10% 3000万円超の場合；6%
子の引渡し・監護者指定・親権（取得／阻止）	30万円
養育費・婚姻費用（取得分／減額分）	2年分及び未払分の合計額に20%を乗じた額
面会交流（調整を実施）	30万円

6 境界に関する事件（第二十二条）

① 訴訟事件着手金及び報酬金とも

各30万円～60万円の範囲内の額

※なお、第十六条民事訴訟事件による着手金・報酬金が上記金額を上回る場合は、第十六条の規定による。

②示談調停の場合は、各20万円～40万円の範囲内の額か第十六条による額の2／3に減額できる。

③示談から調停、示談・調停から訴訟への移行の場合には、いずれも15万円～30万円の範囲内の額か第十六条による額のうち大きい方の額の1／2が追加着手金となる。

7 借地非訟事件（第二十三条）

①

借地権の額	着手金
5千万円以下の場合	20万円～50万円の範囲内の額
5千万円超の場合	上記に5千万円を超える部分の0.5%を加算した額

②示談・調停の場合は、①の額の2／3の額に減額できる。

③示談から調停、示談・調停から非訟申立の場合の追加着手金は、①額の1／2が追加着手金となる。

④報酬金については、借地権・介入権の額の1／2を基準にして第十六条により算定する。

8 刑事事件（第三十条・第三十一条）

① 着手金

事案簡明事件	30万円～50万円の範囲内の額
その他事件	30万円以上の額

②報酬金

事案簡明事件	不起訴・猶予の場合	30万円～50万円の範囲内の額
	略式・減刑	30万円～50万円の範囲内の額
その他事件	不起訴・略式・執行猶予・棄却の場合	30万円以上の額
	減刑	軽減程度による相当額
	無罪	50万円以上の額
再審請求事件		30万円以上

9 少年事件（第三十五条）

①着手金

身柄拘束事件	30万円（標準額）
身柄不拘束事件	20万円（標準額）
抗告・保護処分取消事件	20万円（標準額）

②報酬金

非行なしに基づく不開始・不処分	40万円以上
身柄事件で非行事実認定の上不開始・不処分・保護観察	30万円（標準額）
在宅事件で非行事実認定の上不開始・不処分・保護観察	20万円（標準額）

第16条による着手金（早見表）

経済的利益の額	%	標準額	増減許容額	
10 万円	8%	8,000 円	5,600 円	10,400 円
20		16,000	11,200	20,800
30		24,000	16,800	31,200
40		32,000	22,400	41,600
50		40,000	28,000	52,000
60		48,000	33,600	62,400
70		56,000	39,200	72,800
80		64,000	44,800	83,200
90		72,000	50,400	93,600
100		80,000	56,000	104,000
110		88,000	61,600	114,400
120		96,000	67,200	124,800
130		104,000	72,800	135,200
140		112,000	78,400	145,600
150		120,000	84,000	156,000
160		128,000	89,600	166,400
170		136,000	95,200	176,800
180		144,000	100,800	187,200
190		152,000	106,400	197,600
200		160,000	112,000	208,000
210		168,000	117,600	218,400
220	5%	176,000	123,200	228,800
230		184,000	128,800	239,200
240		192,000	134,400	249,600
250		200,000	140,000	260,000
260		208,000	145,600	270,400
270		216,000	151,200	280,800
280		224,000	156,800	291,200
290		232,000	162,400	301,600
300		240,000	168,000	312,000
310 万円		245,000 円	171,500 円	318,500 円
320		250,000	175,000	325,000
330		255,000	178,500	331,500
340		260,000	182,000	338,000
350		265,000	185,500	344,500
360		270,000	189,000	351,000
370		275,000	192,500	357,500
380		280,000	196,000	364,000

経済的利益の額	%	標準額	増減許容額	
390 万円	5%	285,000 円	199,500 円	370,500 円
400		290,000	203,000	377,000
410		295,000	206,500	383,500
420		300,000	210,000	390,000
430		305,000	213,500	396,500
440		310,000	217,000	403,000
450		315,000	220,500	409,500
460		320,000	224,000	416,000
470		325,000	227,500	422,500
480		330,000	231,000	429,000
490		335,000	234,500	435,500
500		340,000	238,000	442,000
510		345,000	241,500	448,500
520		350,000	245,000	455,000
530		355,000	248,500	461,500
540		360,000	252,000	468,000
550		365,000	255,500	474,500
560		370,000	259,000	481,000
570		375,000	262,500	487,500
580		380,000	266,000	494,000
590		385,000	269,500	500,500
600		390,000	273,000	507,000
610		395,000	276,500	513,500
620		400,000	280,000	520,000
630		405,000	283,500	526,500
640		410,000	287,000	533,000
650		415,000	290,500	539,500
660		420,000	294,000	546,000
670		425,000	297,500	552,500
680		430,000	301,000	559,000
690		435,000	304,500	565,500
700		440,000	308,000	572,000
710		445,000	311,500	578,500
720		450,000	315,000	585,000
730		455,000	318,500	591,500
740		460,000	322,000	598,000
750		465,000	325,500	604,500
760		470,000	329,000	611,000
770		475,000	332,500	617,500
780		480,000	336,000	624,000

経済的利益の額	%	標準額	増減許容額
790 万円	5%	485,000 円	339,500 円 ～ 630,500 円
800		490,000	343,000 ～ 637,000
810		495,000	346,500 ～ 643,500
820		500,000	350,000 ～ 650,000
830		505,000	353,500 ～ 656,500
840		510,000	357,000 ～ 663,000
850		515,000	360,500 ～ 669,500
860		520,000	364,000 ～ 676,000
870		525,000	367,500 ～ 682,500
880		530,000	371,000 ～ 689,000
890		535,000	374,500 ～ 695,500
900		540,000	378,000 ～ 702,000
910		545,000	381,500 ～ 708,500
920		550,000	385,000 ～ 715,000
930		555,000	388,500 ～ 721,500
940		560,000	392,000 ～ 728,000
950		565,000	395,500 ～ 734,500
960		570,000	399,000 ～ 741,000
970		575,000	402,500 ～ 747,500
980		580,000	406,000 ～ 754,000
990		585,000	409,500 ～ 760,500
1,000		590,000	413,000 ～ 767,000
1,050		615,000	430,500 ～ 799,500
1,100		640,000	448,000 ～ 832,000
1,150		665,000	465,500 ～ 864,500
1,200		690,000	483,000 ～ 897,000
1,250		715,000	500,500 ～ 929,500
1,300		740,000	518,000 ～ 962,000
1,350		765,000	535,500 ～ 994,500
1,400		790,000	553,000 ～ 1,027,000
1,450		815,000	570,500 ～ 1,059,500
1,500		840,000	588,000 ～ 1,092,000
1,550		865,000	605,500 ～ 1,124,500
1,600		890,000	623,000 ～ 1,157,000
1,650		915,000	640,500 ～ 1,189,500
1,700		940,000	658,000 ～ 1,222,000
1,750		965,000	675,500 ～ 1,254,500
1,800		990,000	693,000 ～ 1,287,000
1,850		1,015,000	710,500 ～ 1,319,500
1,900		1,040,000	728,000 ～ 1,352,000

経済的利益の額	%	標準額	増減許容額	
1,950 万円	5%	1,065,000 円	745,500 円	～ 1,384,500 円
2,000		1,090,000	763,000	～ 1,417,000
2,050		1,115,000	780,500	～ 1,449,500
2,100		1,140,000	798,000	～ 1,482,000
2,150		1,165,000	815,500	～ 1,514,500
2,200		1,190,000	833,000	～ 1,547,000
2,250		1,215,000	850,500	～ 1,579,500
2,300		1,240,000	868,000	～ 1,612,000
2,350		1,265,000	885,500	～ 1,644,500
2,400		1,290,000	903,000	～ 1,677,000
2,450		1,315,000	920,500	～ 1,709,500
2,500		1,340,000	938,000	～ 1,742,000
2,550		1,365,000	955,500	～ 1,774,500
2,600		1,390,000	973,000	～ 1,807,000
2,650		1,415,000	990,500	～ 1,839,500
2,700		1,440,000	1,008,000	～ 1,872,000
2,750		1,465,000	1,025,500	～ 1,904,500
2,800		1,490,000	1,043,000	～ 1,937,000
2,850		1,515,000	1,060,500	～ 1,969,500
2,900		1,540,000	1,078,000	～ 2,002,000
2,950		1,565,000	1,095,500	～ 2,034,500
3,000		1,590,000	1,113,000	～ 2,067,000
3,100 万円	3%	1,620,000 円	1,134,000 円	～ 2,106,000 円
3,200		1,650,000	1,155,000	～ 2,145,000
3,300		1,680,000	1,176,000	～ 2,184,000
3,400		1,710,000	1,197,000	～ 2,223,000
3,500		1,740,000	1,218,000	～ 2,262,000
3,600		1,770,000	1,239,000	～ 2,301,000
3,700		1,800,000	1,260,000	～ 2,340,000
3,800		1,830,000	1,281,000	～ 2,379,000
3,900		1,860,000	1,302,000	～ 2,418,000
4,000		1,890,000	1,323,000	～ 2,457,000
4,100		1,920,000	1,344,000	～ 2,496,000
4,200		1,950,000	1,365,000	～ 2,535,000
4,300		1,980,000	1,386,000	～ 2,574,000
4,400		2,010,000	1,407,000	～ 2,613,000
4,500		2,040,000	1,428,000	～ 2,652,000
4,600		2,070,000	1,449,000	～ 2,691,000
4,700		2,100,000	1,470,000	～ 2,730,000
4,800		2,130,000	1,491,000	～ 2,769,000

経済的利益の額	%	標準額	増減許容額
4,900 万円	3%	2,160,000 円	1,512,000 円 ～ 2,808,000 円
5,000		2,190,000	1,533,000 ～ 2,847,000
5,100		2,220,000	1,554,000 ～ 2,886,000
5,200		2,250,000	1,575,000 ～ 2,925,000
5,300		2,280,000	1,596,000 ～ 2,964,000
5,400		2,310,000	1,617,000 ～ 3,003,000
5,500		2,340,000	1,638,000 ～ 3,042,000
5,600		2,370,000	1,659,000 ～ 3,081,000
5,700		2,400,000	1,680,000 ～ 3,120,000
5,800		2,430,000	1,701,000 ～ 3,159,000
5,900		2,460,000	1,722,000 ～ 3,198,000
6,000		2,490,000	1,743,000 ～ 3,237,000
6,100		2,520,000	1,764,000 ～ 3,276,000
6,200		2,550,000	1,785,000 ～ 3,315,000
6,300		2,580,000	1,806,000 ～ 3,354,000
6,400		2,610,000	1,827,000 ～ 3,393,000
6,500		2,640,000	1,848,000 ～ 3,432,000
6,600		2,670,000	1,869,000 ～ 3,471,000
6,700		2,700,000	1,890,000 ～ 3,510,000
6,800		2,730,000	1,911,000 ～ 3,549,000
6,900		2,760,000	1,932,000 ～ 3,588,000
7,000		2,790,000	1,953,000 ～ 3,627,000
7,100		2,820,000	1,974,000 ～ 3,666,000
7,200		2,850,000	1,995,000 ～ 3,705,000
7,300		2,880,000	2,016,000 ～ 3,744,000
7,400		2,910,000	2,037,000 ～ 3,783,000
7,500		2,940,000	2,058,000 ～ 3,822,000
7,600		2,970,000	2,079,000 ～ 3,861,000
7,700		3,000,000	2,100,000 ～ 3,900,000
7,800		3,030,000	2,121,000 ～ 3,939,000
7,900		3,060,000	2,142,000 ～ 3,978,000
8,000		3,090,000	2,163,000 ～ 4,017,000
8,100		3,120,000	2,184,000 ～ 4,056,000
8,200		3,150,000	2,205,000 ～ 4,095,000
8,300		3,180,000	2,226,000 ～ 4,134,000
8,400		3,210,000	2,247,000 ～ 4,173,000
8,500		3,240,000	2,268,000 ～ 4,212,000
8,600		3,270,000	2,289,000 ～ 4,251,000
8,700		3,300,000	2,310,000 ～ 4,290,000
8,800		3,330,000	2,331,000 ～ 4,329,000

経済的利益の額	%	標準額	増減許容額	
8,900 万円	3%	3,360,000 円	2,352,000 円	～ 4,368,000 円
9,000		3,390,000	2,373,000	～ 4,407,000
9,100		3,420,000	2,394,000	～ 4,446,000
9,200		3,450,000	2,415,000	～ 4,485,000
9,300		3,480,000	2,436,000	～ 4,524,000
9,400		3,510,000	2,457,000	～ 4,563,000
9,500		3,540,000	2,478,000	～ 4,602,000
9,600		3,570,000	2,499,000	～ 4,641,000
9,700		3,600,000	2,520,000	～ 4,680,000
9,800		3,630,000	2,541,000	～ 4,719,000
9,900		3,660,000	2,562,000	～ 4,758,000
10,000		3,690,000	2,583,000	～ 4,797,000
11,000		3,990,000	2,793,000	～ 5,187,000
12,000		4,290,000	3,003,000	～ 5,577,000
13,000		4,590,000	3,213,000	～ 5,967,000
14,000		4,890,000	3,423,000	～ 6,357,000
15,000		5,190,000	3,633,000	～ 6,747,000
16,000		5,490,000	3,843,000	～ 7,137,000
17,000		5,790,000	4,053,000	～ 7,527,000
18,000		6,090,000	4,263,000	～ 7,917,000
19,000		6,390,000	4,473,000	～ 8,307,000
20,000		6,690,000	4,683,000	～ 8,697,000
21,000		6,990,000	4,893,000	～ 9,087,000
22,000	2%	7,290,000	5,103,000	～ 9,477,000
23,000		7,590,000	5,313,000	～ 9,867,000
24,000		7,890,000	5,523,000	～ 10,257,000
25,000		8,190,000	5,733,000	～ 10,647,000
26,000		8,490,000	5,943,000	～ 11,037,000
27,000		8,790,000	6,153,000	～ 11,427,000
28,000		9,090,000	6,363,000	～ 11,817,000
29,000		9,390,000	6,573,000	～ 12,207,000
30,000		9,690,000	6,783,000	～ 12,597,000
50,000 万円	2%	13,690,000 円	9,583,000 円	～ 17,797,000 円
100,000		23,690,000	16,583,000	～ 30,797,000
150,000		33,690,000	23,583,000	～ 43,797,000
200,000		43,690,000	30,583,000	～ 56,797,000

第16条による報酬金（早見表）

経済的利益の額	%	標準額	増減許容額	
10 万円	16%	16,000 円	11,200 円	20,800 円
20		32,000	22,400	41,600
30		48,000	33,600	62,400
40		64,000	44,800	83,200
50		80,000	56,000	104,000
60		96,000	67,200	124,800
70		112,000	78,400	145,600
80		128,000	89,600	166,400
90		144,000	100,800	187,200
100		160,000	112,000	208,000
110		176,000	123,200	228,800
120		192,000	134,400	249,600
130		208,000	145,600	270,400
140		224,000	156,800	291,200
150		240,000	168,000	312,000
160		256,000	179,200	332,800
170		272,000	190,400	353,600
180		288,000	201,600	374,400
190		304,000	212,800	395,200
200		320,000	224,000	416,000
210		336,000	235,200	436,800
220		352,000	246,400	457,600
230		368,000	257,600	478,400
240		384,000	268,800	499,200
250		400,000	280,000	520,000
260		416,000	291,200	540,800
270		432,000	302,400	561,600
280		448,000	313,600	582,400
290		464,000	324,800	603,200
300		480,000	336,000	624,000
310 万円	10%	490,000 円	343,000 円	637,000 円
320		500,000	350,000	650,000
330		510,000	357,000	663,000
340		520,000	364,000	676,000
350		530,000	371,000	689,000
360		540,000	378,000	702,000
370		550,000	385,000	715,000
380		560,000	392,000	728,000

経済的利益の額	%	標準額	増減許容額
390 万円		570,000 円	399,000 円 ～ 741,000 円
400		580,000	406,000 ～ 754,000
410		590,000	413,000 ～ 767,000
420		600,000	420,000 ～ 780,000
430		610,000	427,000 ～ 793,000
440		620,000	434,000 ～ 806,000
450		630,000	441,000 ～ 819,000
460		640,000	448,000 ～ 832,000
470		650,000	455,000 ～ 845,000
480		660,000	462,000 ～ 858,000
490		670,000	469,000 ～ 871,000
500		680,000	476,000 ～ 884,000
510		690,000	483,000 ～ 897,000
520		700,000	490,000 ～ 910,000
530		710,000	497,000 ～ 923,000
540		720,000	504,000 ～ 936,000
550		730,000	511,000 ～ 949,000
560		740,000	518,000 ～ 962,000
570		750,000	525,000 ～ 975,000
580	10%	760,000	532,000 ～ 988,000
590		770,000	539,000 ～ 1,001,000
600		780,000	546,000 ～ 1,014,000
610		790,000	553,000 ～ 1,027,000
620		800,000	560,000 ～ 1,040,000
630		810,000	567,000 ～ 1,053,000
640		820,000	574,000 ～ 1,066,000
650		830,000	581,000 ～ 1,079,000
660		840,000	588,000 ～ 1,092,000
670		850,000	595,000 ～ 1,105,000
680		860,000	602,000 ～ 1,118,000
690		870,000	609,000 ～ 1,131,000
700		880,000	616,000 ～ 1,144,000
710		890,000	623,000 ～ 1,157,000
720		900,000	630,000 ～ 1,170,000
730		910,000	637,000 ～ 1,183,000
740		920,000	644,000 ～ 1,196,000
750		930,000	651,000 ～ 1,209,000
760		940,000	658,000 ～ 1,222,000
770		950,000	665,000 ～ 1,235,000

経済的利益の額	%	標準額	増減許容額
780 万円	10%	960,000 円	672,000 円 ～ 1,248,000 円
790		970,000	679,000 ～ 1,261,000
800		980,000	686,000 ～ 1,274,000
810		990,000	693,000 ～ 1,287,000
820		1,000,000	700,000 ～ 1,300,000
830		1,010,000	707,000 ～ 1,313,000
840		1,020,000	714,000 ～ 1,326,000
850		1,030,000	721,000 ～ 1,339,000
860		1,040,000	728,000 ～ 1,352,000
870		1,050,000	735,000 ～ 1,365,000
880		1,060,000	742,000 ～ 1,378,000
890		1,070,000	749,000 ～ 1,391,000
900		1,080,000	756,000 ～ 1,404,000
910		1,090,000	763,000 ～ 1,417,000
920		1,100,000	770,000 ～ 1,430,000
930		1,110,000	777,000 ～ 1,443,000
940		1,120,000	784,000 ～ 1,456,000
950		1,130,000	791,000 ～ 1,469,000
960		1,140,000	798,000 ～ 1,482,000
970		1,150,000	805,000 ～ 1,495,000
980		1,160,000	812,000 ～ 1,508,000
990		1,170,000	819,000 ～ 1,521,000
1,000		1,180,000	826,000 ～ 1,534,000
1,050		1,230,000	861,000 ～ 1,599,000
1,100		1,280,000	896,000 ～ 1,664,000
1,150		1,330,000	931,000 ～ 1,729,000
1,200		1,380,000	966,000 ～ 1,794,000
1,250		1,430,000	1,001,000 ～ 1,859,000
1,300		1,480,000	1,036,000 ～ 1,924,000
1,350		1,530,000	1,071,000 ～ 1,989,000
1,400		1,580,000	1,106,000 ～ 2,054,000
1,450		1,630,000	1,141,000 ～ 2,119,000
1,500		1,680,000	1,176,000 ～ 2,184,000
1,550		1,730,000	1,211,000 ～ 2,249,000
1,600		1,780,000	1,246,000 ～ 2,314,000
1,650		1,830,000	1,281,000 ～ 2,379,000
1,700		1,880,000	1,316,000 ～ 2,444,000
1,750		1,930,000	1,351,000 ～ 2,509,000
1,800		1,980,000	1,386,000 ～ 2,574,000

経済的利益の額	%	標準額	増減許容額	
1,850 万円	10%	2,030,000 円	1,421,000 円	～ 2,639,000 円
1,900		2,080,000	1,456,000	～ 2,704,000
1,950		2,130,000	1,491,000	～ 2,769,000
2,000		2,180,000	1,526,000	～ 2,834,000
2,050		2,230,000	1,561,000	～ 2,899,000
2,100		2,280,000	1,596,000	～ 2,964,000
2,150		2,330,000	1,631,000	～ 3,029,000
2,200		2,380,000	1,666,000	～ 3,094,000
2,250		2,430,000	1,701,000	～ 3,159,000
2,300		2,480,000	1,736,000	～ 3,224,000
2,350		2,530,000	1,771,000	～ 3,289,000
2,400		2,580,000	1,806,000	～ 3,354,000
2,450		2,630,000	1,841,000	～ 3,419,000
2,500		2,680,000	1,876,000	～ 3,484,000
2,550		2,730,000	1,911,000	～ 3,549,000
2,600		2,780,000	1,946,000	～ 3,614,000
2,650		2,830,000	1,981,000	～ 3,679,000
2,700		2,880,000	2,016,000	～ 3,744,000
2,750		2,930,000	2,051,000	～ 3,809,000
2,800		2,980,000	2,086,000	～ 3,874,000
2,850		3,030,000	2,121,000	～ 3,939,000
2,900	6%	3,080,000	2,156,000	～ 4,004,000
2,950		3,130,000	2,191,000	～ 4,069,000
3,000		3,180,000	2,226,000	～ 4,134,000
3,100 万円		3,240,000 円	2,268,000 円	～ 4,212,000 円
3,200		3,300,000	2,310,000	～ 4,290,000
3,300		3,360,000	2,352,000	～ 4,368,000
3,400		3,420,000	2,394,000	～ 4,446,000
3,500		3,480,000	2,436,000	～ 4,524,000
3,600		3,540,000	2,478,000	～ 4,602,000
3,700		3,600,000	2,520,000	～ 4,680,000
3,800		3,660,000	2,562,000	～ 4,758,000
3,900		3,720,000	2,604,000	～ 4,836,000
4,000		3,780,000	2,646,000	～ 4,914,000
4,100		3,840,000	2,688,000	～ 4,992,000
4,200		3,900,000	2,730,000	～ 5,070,000
4,300		3,960,000	2,772,000	～ 5,148,000
4,400		4,020,000	2,814,000	～ 5,226,000
4,500		4,080,000	2,856,000	～ 5,304,000

経済的利益の額	%	標準額	増減許容額
4,600 万円	6%	4,140,000 円	2,898,000 円 ～ 5,382,000 円
4,700		4,200,000	2,940,000 ～ 5,460,000
4,800		4,260,000	2,982,000 ～ 5,538,000
4,900		4,320,000	3,024,000 ～ 5,616,000
5,000		4,380,000	3,066,000 ～ 5,694,000
5,100		4,440,000	3,108,000 ～ 5,772,000
5,200		4,500,000	3,150,000 ～ 5,850,000
5,300		4,560,000	3,192,000 ～ 5,928,000
5,400		4,620,000	3,234,000 ～ 6,006,000
5,500		4,680,000	3,276,000 ～ 6,084,000
5,600		4,740,000	3,318,000 ～ 6,162,000
5,700		4,800,000	3,360,000 ～ 6,240,000
5,800		4,860,000	3,402,000 ～ 6,318,000
5,900		4,920,000	3,444,000 ～ 6,396,000
6,000		4,980,000	3,486,000 ～ 6,474,000
6,100		5,040,000	3,528,000 ～ 6,552,000
6,200		5,100,000	3,570,000 ～ 6,630,000
6,300		5,160,000	3,612,000 ～ 6,708,000
6,400		5,220,000	3,654,000 ～ 6,786,000
6,500		5,280,000	3,696,000 ～ 6,864,000
6,600		5,340,000	3,738,000 ～ 6,942,000
6,700		5,400,000	3,780,000 ～ 7,020,000
6,800		5,460,000	3,822,000 ～ 7,098,000
6,900		5,520,000	3,864,000 ～ 7,176,000
7,000		5,580,000	3,906,000 ～ 7,254,000
7,100		5,640,000	3,948,000 ～ 7,332,000
7,200		5,700,000	3,990,000 ～ 7,410,000
7,300		5,760,000	4,032,000 ～ 7,488,000
7,400		5,820,000	4,074,000 ～ 7,566,000
7,500		5,880,000	4,116,000 ～ 7,644,000
7,600		5,940,000	4,158,000 ～ 7,722,000
7,700		6,000,000	4,200,000 ～ 7,800,000
7,800		6,060,000	4,242,000 ～ 7,878,000
7,900		6,120,000	4,284,000 ～ 7,956,000
8,000		6,180,000	4,326,000 ～ 8,034,000
8,100		6,240,000	4,368,000 ～ 8,112,000
8,200		6,300,000	4,410,000 ～ 8,190,000
8,300		6,360,000	4,452,000 ～ 8,268,000
8,400		6,420,000	4,494,000 ～ 8,346,000

経済的利益の額	%	標準額	増減許容額	
8,500 万円	6%	6,480,000 円	4,536,000 円	～ 8,424,000 円
8,600		6,540,000	4,578,000	～ 8,502,000
8,700		6,600,000	4,620,000	～ 8,580,000
8,800		6,660,000	4,662,000	～ 8,658,000
8,900		6,720,000	4,704,000	～ 8,736,000
9,000		6,780,000	4,746,000	～ 8,814,000
9,100		6,840,000	4,788,000	～ 8,892,000
9,200		6,900,000	4,830,000	～ 8,970,000
9,300		6,960,000	4,872,000	～ 9,048,000
9,400		7,020,000	4,914,000	～ 9,126,000
9,500		7,080,000	4,956,000	～ 9,204,000
9,600		7,140,000	4,998,000	～ 9,282,000
9,700		7,200,000	5,040,000	～ 9,360,000
9,800		7,260,000	5,082,000	～ 9,438,000
9,900		7,320,000	5,124,000	～ 9,516,000
10,000		7,380,000	5,166,000	～ 9,594,000
11,000		7,980,000	5,586,000	～ 10,374,000
12,000		8,580,000	6,006,000	～ 11,154,000
13,000		9,180,000	6,426,000	～ 11,934,000
14,000		9,780,000	6,846,000	～ 12,714,000
15,000		10,380,000	7,266,000	～ 13,494,000
16,000		10,980,000	7,686,000	～ 14,274,000
17,000		11,580,000	8,106,000	～ 15,054,000
18,000		12,180,000	8,526,000	～ 15,834,000
19,000		12,780,000	8,946,000	～ 16,614,000
20,000		13,380,000	9,366,000	～ 17,394,000
21,000		13,980,000	9,786,000	～ 18,174,000
22,000		14,580,000	10,206,000	～ 18,954,000
23,000		15,180,000	10,626,000	～ 19,734,000
24,000		15,780,000	11,046,000	～ 20,514,000
25,000		16,380,000	11,466,000	～ 21,294,000
26,000		16,980,000	11,886,000	～ 22,074,000
27,000		17,580,000	12,306,000	～ 22,854,000
28,000		18,180,000	12,726,000	～ 23,634,000
29,000		18,780,000	13,146,000	～ 24,414,000
30,000		19,380,000	13,566,000	～ 25,194,000
50,000 万円	4%	27,380,000 円	19,166,000 円	～ 35,594,000 円
100,000		47,380,000	33,166,000	～ 61,594,000

経済的利益の額	%	標準額	増減許容額
150,000 万円		67,380,000 円	47,166,000 円 ～ 87,594,000 円
200,000	4%	87,380,000	61,166,000 ～ 113,594,000

平成16年4月1日 初版発行
平成18年5月1日 第二版発行
令和5年12月1日 第三版発行